

「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施（運輸安全マネジメント評価）に係る基本的な方針」の改正に係る審議（1回目）

1. 日 時

令和4年12月8日（木） 10:30～11:40

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

大臣官房：西本運輸安全監理官 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、有賀、本間、宮田、佐藤

4. 議事概要

- 大臣官房より、安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施（以下「運輸安全マネジメント評価」という。）に係る基本的な方針の改正の概要等について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 運輸安全マネジメント評価の実施にあたっては、事業者の規模に見合った評価を実施することが重要ではないか。
 - ② 各事業者の経営面については確認するのか。
 - ③ 運輸安全マネジメント評価の実施主体は本省の場合と地方運輸局の場合があるとの説明であったが、どのような役割分担になっているのか。また職員の増員についてはどのように考えているか。
 - ④ 地方運輸局で話を聞くと、運輸安全マネジメント評価と監査を同一の職員が実施するケースもあるとのことであるが、両者の役割の違いについて職員に正しく伝わっているか。
 - ⑤ 自然災害に対する対応手順等も確認を強化するとのことであるが、一口で自然災害といっても内容も規模も様々なものがあるのではないか。また、テロについてはどのようなものを対象とするのか。
 - ⑥ オンラインも活用することで、経営トップが変わった場合に運輸安全マネジメ

ントの考え方を周知するなど、何らかの対応が取れないものか。また経営トップや安全統括管理者が変わった際には把握できるのか。

- ⑦ テロや感染症への対応に関する評価の実施手法について、どのように考えているのか。
- ⑧ ガイドライン案において、安全統括管理者の責務に関し、「外部からの安全に関する要望、苦情」の記載順が上位に変更されているが、これはどのような考えによるものか。
- ⑨ 知床の事故を生じさせた事業者のように、規定類は整備されてもそれが守られていないというケースもあると思うが、行政の側がそのような事業者を見極めていく手法についてはどのように考えているか。また、消費者の側の選択可能性についてはどうか。

等について、意見・質問があった。

○ これに対し、大臣官房からは、

- ① ご指摘のとおりである。ある程度の規模の事業者には基本的な考え方をそのまま適用できているが、それが難しいような小さな規模の事業者であっても、各項目が意味するところのねらいは同様に必要であり、事業者の規模にあった手法を工夫していきたい。
- ② 運輸安全マネジメントの実施状況の判断のための情報として確認はするが、経営状況そのものは運輸安全マネジメント評価の対象ではなく、評価・助言を行うことはない。
- ③ 概ね、大規模事業者や中堅事業者は本省で実施し、地方の中堅規模の事業者や小規模事業者は地方運輸局で実施するが、ときどきの状況に応じて柔軟な運用を行っている。ただ、本省の調査官が小規模事業者の実態を十分に把握するべきとの課題を認識しており、今回の改正において、本省からも小規模事業者の評価にもある程度参加することとしている。地方の評価担当職員の増員も重要な問題とは認識している。
- ④ 職員は、監査と運輸安全マネジメント評価の違いを理解しているが、事業者側としてはその区別が難しいことから、同一部署内ではあっても職員をなるべく分ける等の工夫は行っているところ。
- ⑤ 自然災害についてはご指摘のとおりであり、まずはそれぞれの事業者に対して、営業所等の単位にまで細分化して、どの災害のプライオリティが高いのかを把握し、また、災害時の行動規範を策定するようお願いしている。

テロについては他国から攻撃を受けるようなものを念頭においたものではなく、昨年小田急線や京王線の車内で発生した傷害事件のように、乗客の安全が脅かされるものを想定している。

- ⑥ 変更時には把握可能であり、運輸安全マネジメント評価の対象事業者を選定する際にはそういった点も含めて検討を行っている。オンラインでの評価も新型コ

コロナ対応のために実施した実績はあり、対面でのやりとりとは違った面もあるとの認識ではあるものの、補完的に活用するなどしていきたい。

- ⑦ テロ対策については、画一的な評価は困難であり、各事業者にあわせて実施していくしかないと考えている。むしろ各事業者の取組を伺いながら、よい取組は横展開するなどといったことを行っている。感染症対策については、各業種で策定されているガイドラインを踏まえてその対応状況を確認することを想定している。
- ⑧ 利用者との関係ではそれらの情報が重要であるとの考えを踏まえたものである。
- ⑨ 法令違反については、まずは監査で対応することとしており、その上で運輸安全マネジメントの取組を評価において促していくものと考えている。消費者との関係については、知床の事故対策の一環として、意見窓口の整備や、選択の前提となる情報提供のあり方についての検討が行われている。

等の回答があった。

- 今後は、運輸安全確保部会に付託して調査・審議を進める方針を決定した。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。